

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例（令和元年条例第一号）新旧対照表【第一条関係】

改正後	改正前
第一条～第四十七条〔略〕	第一条～第四十七条〔略〕
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u>	
<p><u>第四十八条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>第四十八条 削除</u></p>
第四十九条～第六十三条〔略〕	第四十九条～第六十三条〔略〕
（準用）	（準用）
<p>第六十四条 第六条、第九条及び第四節（第十三条、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十七条第一項、第三十三条、第三十五条、<u>第四十八条</u>並びに第五十三条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>	<p>第六十四条 第六条、第九条及び第四節（第十三条、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十七条第一項、第三十三条、第三十五条_____並びに第五十三条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>
第六十五条～第八十四条〔略〕	第六十五条～第八十四条〔略〕
（準用）	（準用）
第八十五条 第十四条から第二十四条まで、	第八十五条 第十四条から第二十四条まで、

改正後	改正前
<p>第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から_____第五十二条まで、第五十三条第一項及び第五十四条から第五十六条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から<u>第四十七条まで、第四十九条から</u>第五十二条まで、第五十三条第一項及び第五十四条から第五十六条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p>
(準用)	(準用)
<p>第八十六条 第九条、第十条、第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から_____第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十九条まで、第七十九条及び第八十四条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。</p>	<p>第八十六条 第九条、第十条、第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から<u>第四十七条まで、第四十九条から</u>第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十九条まで、第七十九条及び第八十四条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。</p>
第八十七条～第九十七条 [略]	第八十七条～第九十七条 [略]
(準用)	(準用)
<p>第九十八条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条(第六項及び第七項を除く。)、第二十八条の二、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十条の二、第四十二条の二、第四十二条の三第一項、第四十三条から第</p>	<p>第九十八条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条(第六項及び第七項を除く。)、第二十八条の二、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十条の二、第四十二条の二、第四十二条の三第一項、第四十三条から第</p>

改正後	改正前
<p>_____第五十二条まで、第五十三条第一項及び第五十四条から第五十六条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第九十七条」と、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十九条第四項中「第二十八条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十八条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第五十条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>四十七条まで、第四十九条から第五十二条</u>まで、第五十三条第一項及び第五十四条から第五十六条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第九十七条」と、第二十八条第一項、第二十九条及び第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十九条第四項中「第二十八条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十八条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第五十条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。</p>
<p>第九十九条～第百二条 〔略〕</p>	<p>第九十九条～第百二条 〔略〕</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第百三条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項を除く。）、第二十八条の三、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十条の二、第四十二条の二、第四十二条の三第一項、第四十三条、第四十五条から_____第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、及び第九十五条から第</p>	<p>第百三条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条（第四項を除く。）、第二十八条の三、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十条の二、第四十二条の二、第四十二条の三第一項、第四十三条、第四十五条から<u>第四十七条まで、第四十九条から第五十二</u>条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、及び第九十五条から第</p>

改正後	改正前
<p>九十七条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第百三条において準用する第九十七条」と、第二十八条第一項及び第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十八条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十九条第四項中「第二十八条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十五条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、</p>	<p>九十七条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第百三条において準用する第九十七条」と、第二十八条第一項及び第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十八条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十九条第四項中「第二十八条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十五条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、</p>

改正後	改正前
第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	第五十六条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。
第百四条～第百七条　〔略〕	第百四条～第百七条　〔略〕